



現在お住まいの住宅を町内業者により改修する場合はご活用ください 住宅のリフォーム資金を補助します！

町内業者により、**現在お住まいの住宅を改修**する場合、その費用の一部を町が補助します。

■**対象** 次の①～⑥のすべてに該当する方（1 住宅、同一の申請者につき、1 回限りの補助となります。）

①申請時に本町に住民登録をしている方

②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方

③申請時点で町税を滞納していない方

④対象工事が、上期は令和 5 年 9 月末、下期は令和 6 年 3 月末までに完了すること

⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金または助成金、保険給付金等を受けていない方

⑥補助金交付決定前に工事等を着工していないこと（申請受付後に現地確認を行い、交付決定通知書を交付）

■**補助対象工事** 町内業者が行う 20 万円以上（税別）の個人住宅の改修工事（増築及び部分的な修繕工事は除きます。）

例…建物の内外装の改修工事、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改修工事（公共下水道等への接続工事は除きます。）

■**補助金額** 改修工事に要した費用の 5%に相当する金額で 10 万円を限度とします。（千円未満切捨て）

■**予算額** 上期・下期ともに 50 万円

※予算額を超える申請があった場合は抽選となります。抽選会の実施の有無については、受付期間終了後

に事務局からご連絡します。

■**申込方法** 年度内で 2 回に分けて申請を受け付けします。（先着制ではありません。）

■**受付期間** 下表のとおり（閉庁日を除く）

受付区分	受付期間	公開抽選日
上期分	4 月 12 日(水)～ 25 日(火)午後 5 時まで	4 月 26 日(水) 午前 10 時から 役場 301 会議室
下期分	9 月 1 日(金)～ 20 日(水)午後 5 時まで	9 月 21 日(木) 午前 10 時から 役場 301 会議室

※新型コロナウイルス感染症防止対策を図りながら実施する予定です。

■**必要書類【申請受付時に必要な書類】**

①鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書（役場産業環境課窓口にて配布）

②改修工事の見積書の写し

③改修工事の図面（改修部分に色付けしたもの）

【**抽選確定後に必要な書類**】

①住民票（申請者個人のもの）

②町税（国民健康保険税も含む）納税証明書

③家屋所有証明書

■**書類提出先・問合せ**

役場産業環境課（庁舎 3 階） ☎ 296-5895



有料道路における障害者割引制度が改正されました

【**1 人 1 台要件の緩和**】

これまでは、1 人 1 台に限って事前に登録することを要件としていましたが、令和 5 年 3 月 27 日(月)から親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示していただいた場合は、割引対象となりました。

【**オンライン申請の導入**】

申請者の利便性の向上のため、マイナンバーを活用

したオンライン申請もできるようになりました。

詳しくは次の URL（<https://www.expressway-discount.jp>）または右記の二次元コードから、有料道路における障害者割引制度のオンライン申請サイトをご覧ください。



■**問合せ**

役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

東日本高速道路株式会社 NEXCO 東日本お客さまセンター ☎ 0570-024-024

または☎ 03-5308-2424

「いつでも」「どこでも」スマホ決済！！

スマートフォンアプリで町税等の納付が可能となっています。令和 5 年 4 月から新たに、「d 払い請求書払い」、「auPAY（請求書払い）」を追加しました。

利用方法につきましては、右記の二次元コードから鳩山町ホームページをご覧ください。

■**問合せ** 役場税務会計課 ☎ 296-5892



マイナポイント第 2 弾の申し込み期限が令和 5 年 5 月末まで延長されました

マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1 人当たり最大 2 万円相当）を付与する、マイナポイントの申込期限が令和 5 年 5 月末までに延長されました。

■**キャンペーン内容**

①マイナンバーカードをお持ちの方でマイナポイント第 1 弾に申し込んでいない方、または令和 5 年 2 月末までマイナンバーカードの申請をされた方に最大 5,000 円相当のポイントの付与

②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方に 7,500 円相当のポイントの付与

③公金受取口座の登録を行った方に 7,500 円相当のポイントの付与

■**申込に必要なもの**

・マイナンバーカード

・利用者証明用暗証番号（数字 4 桁）

・ポイント受取に使用する決済サービスの ID・パスワード

■**申込可能場所**

マイナポイントのお申し込みはスマートフォン等で簡単に行えます。詳しくは、右記の二次元コードからマイナポイントの予約・申込み方法をご覧ください。



このほか、町役場町民健康課窓口、セブン銀行（ATM）、郵便局等でも申し込みができます。

※営業時間につきましては各営業所にご確認ください。

※保険証としての利用登録や公金受取口座の登録だけではポイントは付与されません。登録前または登録後にポイント付与の申込が必要となります。

■**問合せ** マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

☎ 0120-95-0178（ダイヤル後、5 番を選択してください）受付時間午前 9 時 30 分～午後 8 時



窓口におけるマイナンバーカード用電子証明書の発行業務等を停止します

公的個人認証システムの更改作業実施に伴い、次の期間、町役場窓口における以下の業務を停止します。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

【**停止業務内容**】

①マイナンバーカード用電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）の発行、失効、更新

②町内転居で住所が変わる場合（町外転出は除く）や結婚等で氏名が変わる場合のマイナンバーカードの券面事項（氏名・住所情報）の更新

③窓口におけるマイナンバーカード及びマイナンバーカード用電子証明書の暗証番号の初期化

【**停止期間**】

4 月 29 日（祝・土）～5 月 7 日（日）終日

※停止期間中でも、コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）における住民票の写し、

印鑑登録証明書等の取得は可能です。

※スマートフォンアプリを用いたコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）における署名用電子証明書の暗証番号初期化サービスは、停止期間中もご利用いただけます。

※窓口におけるマイナンバーカードの交付は可能です。（マイナンバーカード交付申請時に電子証明書の発行を希望されなかった方が電子証明書の新規発行を希望される場合、停止期間中の電子証明書の発行はできません。）

※停止期間中にマイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバーカードの一時停止についてマイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120-95-0178 音声ガイダンス 2 番）にて 24 時間 365 日受け付けています。

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

◆ **4 ～ 5 月 休日臨時開庁日**

■**日程** 4 月 15 日(土)・22 日(土)

5 月 13 日(土)・21 日(日)

■**時間** 午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 3 時

■**場所** 役場町民健康課（庁舎 1 階）

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891